

中心として、その一般的規定、イスラム教徒の公共財 (waqf や bayt ul-māl) の規定が論ぜられ、第4章では、イスラム法から見た犯罪、証拠、訴訟手続きが概説されている。

マラヤのイスラム教はスンニー派のシャーフィー学派を中心としたものであるが、具体的には、それはマラヤの土着の慣習によってマレー化されている。マラヤでは、イスラム教は究極的に州 (ngara) の宗教である。従って、州にはそれぞれ独自のイスラム行政組織があり、イスラム法の規定も、州の土着慣習によって多少異なっている。特に財産法の場合には、慣習法がイスラム法よりも強い。しかし、慣習法にもいろいろあって、慣習法の強さも州によって多少異なる。このような州によるイスラム法の具体的な規定の相違を知るのに、本書は極めて便利である。更に、巻末のマレー語とアラビア語のイスラム法に関する法律用語を比較定義した glossary は、マラヤの宗教用語の意味を調べるのに役立つ。しかし、本書の叙述の仕方は、必ずしも入門書的であるとはいえない。(口羽益生)

M. G. Swift: *Malay Peasant Society in Jelebu*. The Athlone Press, University of London, 1965. x+181 p.

本書は、London School of Economics の社会人類学のモノグラフ・シリーズ第29冊として刊行されたものであるが、マラヤの村落社会に関する数少ない実地調査の1つとして重要な意味をもっている。

調査地 Jelebu は、マラヤにおける母系制社会として名高い Negri Sembilan の最も辺鄙な1地域である。1947年のセンサスにおける人口総数は19,135、うちマレー人は8,419人であった。

現在、シドニー大学の社会人類学講師である著者 Swift は、マラヤ連邦独立に先行する1954年10月から55年7月、および1956年4月から12月を主要調査期間として、中国人を全く含まない1つの mukim (区)

を中心的な対象として、participant observationの方法を用いて調査を行なった。この時期は、共産主義者の暴動などのために、マラヤの政治情勢が不安定なときであり、彼の調査はかなり困難なものであったらしい。また、このために、コミュニティにおける村民の生活も若干の影響をこうむって、いわゆる平常の状態の観察にはやや不適當な時期でもあった。

彼の記述は、まず、この母系制社会における伝統的な政治組織の説明に始まって、ついで村落の経済および政治を論じ、家族・親族の構造にもかなり詳しく触れて、最後に、階級・階層の問題などに一寸言及している。

Jelebu の主な生業は、元来稲作であったが、ゴム栽培の導入により、これが調査時点では主要な地位を占めるに至り、稲作は副次的な役割へと退いた。この外に果樹の栽培があり臨時的な現金収入の源となっている。

水田は女性から女性へと相続され、男性はこれらの女性と結婚することによって経済生活を営むのが以前の姿であったが、ゴム園においては男性が経営および労働の主体となって来た。また村外に職を求めることも可能となり、母系的な社会構造が次第に崩れて来た。政治的な側面においても、行政上の長 (penghule) などが、慣習 (adat) 上の長の役割を弱める働きをする。

Swift が調査したのは上記のような、崩壊が目立ち始めた母系制社会の政治・経済・社会構造である。記述においては、きわめて示唆的な説明や推論がしばしば現われる。

著者が比較的広い地域を調査したことは、本書の特に政治に関する部分などにおいてその有効性を示しているが、このことは反面、1つの比較的小さい地域の集中的な調査の欠如をもたらした。各々の世帯・親族の悉皆的な調査から分析的に引き出された結果ではなく、極端に言えば、裏付けを十分持たぬ印象の総合というような傾向があるのが、やや惜しまれる。

(坪内良博)